

2009 年（平成 21 年）4 月 24 日

大阪弁護士会
会長 畑 守 人

多重債務シンポジウム「多重債務者の生活再建を実現する」

平素は、当会の諸活動にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2006 年 12 月、社会問題として深刻化する多重債務問題の解決のため改正貸金業法が成立しました。これを受けて、内閣に多重債務者対策本部が設置され、同本部は、そのもとに設置された有識者会議の意見とりまとめをふまえて、2007 年 4 月 20 日、200 万人を超えるとされる多重債務者の救済・支援などの多重債務対策について「多重債務問題改善プログラム」を策定しました。これに対し、日本弁護士連合会では会長談話を取り纏めるなど、多重債務者救済のために全力をあげて取り組んでいます。

しかし、多重債務者を救済するために不可欠なセーフティネット貸付制度や各自治体の相談窓口のいわゆるセーフティネットの拡充は未発達であり、迅速に制度の実現を行わなければなりません。

また、改正貸金業法には施行後概ね 3 年を目途に見直し規定が盛り込まれており、本年はその見直しの議論を行う可能性のある年となっております。

そこで、このような時期に下記シンポジウムを開催することで、改めて多重債務問題の実態に関する理解を深め、各自治体で行った多重債務問題の解決につながった先進的な事例について紹介し、万全なセーフティネットの構築のためには何をすべきかなどを議論するとともに、多重債務問題に取り組む各分野の専門家が運動の方向性を確認する場とすることを企図するものです。

本シンポジウムの開催につきましては、当会でもテレビ中継を実施いたします。そこで、ご多忙のところ恐縮ですが、お繰り合わせのうえ是非ともご参加ください。なお、当会でのテレビ中継にご出席される方は、裏面の参加申込票に所定の事項をご記入のうえ、5 月 7 日（木）中に担当事務局（前田）まで FAX（06 - 6364 - 0252）にてお申込ください。

記

- 1 日時 2009 年 5 月 12 日（火） 午後 0 時 30 分～午後 5 時
- 2 場所 ■主会場：弁護士会館 2 階クレオ BC
（住所：東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 3）
■テレビ中継会場：大阪弁護士会館 2 階ホール
（住所：大阪市北区西天満 1 - 12 - 5）
- 3 主催 日本弁護士連合会
- 4 名称 多重債務シンポジウム「多重債務者の生活再建を実現する」
- 5 参加費 無料
- 6 問合せ先 大阪弁護士会委員会担当室 TEL:06-6364-1227, FAX:06-6364-0252

多重債務シンポジウム「多重債務者の生活再建を実現する」参加申込票

参加希望者のみ、この面を FAX にてご送付ください。

多重債務シンポジウム「多重債務者の生活再建を実現する」に **参加します。**

貴名 _____

ご連絡先 TEL（ _____ ）

ご連絡先 FAX（ _____ ）

送付先：大阪弁護士会 委員会担当室 担当事務局【前田】(FAX:06 - 6364 - 0252) / 締切 5 月 7 日（木）

ご提供いただいた個人情報は、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。
本シンポジウムはインターネット回線を利用して中継を行いますが、回線の接続状況により画像等が乱れることがありますので、予めご容赦願います。